

## オープンカウンター方式実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、陸上自衛隊衛生学校総務部会計課（以下「会計課」という。）がオープンカウンター方式により実施する工事、物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「工事等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、会計課が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における工事等の見積合わせにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

### (対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、会計課がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

### (対象案件の公表)

第4条 対象案件は、見積依頼書により自衛隊中央病院ホームページ及び会計課事務室等で公表する。

2 前項において公表に付する事項は、件名、見積書提出期限、見積合わせの日時等とする。

### (参加資格)

第5条 見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については、認めない。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) その他必要な資格は、見積依頼書により示す。

#### (見積書の提出等)

- 第6条 見積合わせに参加を希望する者は、自衛隊中央病院ホームページ等で掲載又は会計課が手交した見積依頼書、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積しなければならない。
- 2 前項において希望があれば、手交に替え仕様書等をファックス等にて受領することができる。
  - 3 見積書の様式は任意とする。ただし、仕様書等において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。
  - 4 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
    - (1) 件名、金額、数量、履行期限、履行場所、日付を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印をすること
    - (2) 見積金額を訂正しないこと
    - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと
    - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積を作成しないこと
    - (5) 前各号に掲げるほか、契約担当官（会計法第29条の2第3項に規定する契約担当官をいう。以下同じ。）の指示に違反しないこと
  - 5 見積書の提出に当たっては、持参の他、郵送、民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便その他契約担当官が示す方法により提出しなければならない。
  - 6 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
  - 7 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

#### (同等品の承認)

- 第7条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。
- 2 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）を基準とし、見積依頼書において定めた期限までに提出するものとする。

#### (見積合わせ)

- 第8条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合わせの日時は、見積依頼書に記載した日時に非公開で行うものとする。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、契約担当官が選定した者へ見積を依頼することができるものとする。

#### (無効な見積書)

第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない見積書

#### (契約の相手方の決定)

第10条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって陸上自衛隊の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知するものとする。

#### (結果の照会)

第11条 オープンカウンターの結果に関する照会に応じるものとする。

- 2 前項において照会に応じる事項は、件名、受注決定者及び決定価格とする。

#### (契約の締結)

第12条 落札者は、契約担当官から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書（駐屯地用標準契約書に示す様式）を契約担当官に提出しなければならない。ただし、契約担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申し立て）

第 13 条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 14 条 その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 契約担当官は都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

附 則

この要領は、平成 28 年度の工事等の見積合わせから適用する。